

<共同研究報告>古記録における宗教習俗の記載 : 記載対象の選択の観点から

著者	上野 勝之
雑誌名	日本研究
巻	44
ページ	399-405
発行年	2011-10-23
その他の言語のタイトル	The Diary Describes Folkways of the Nobility in the Heian Era Religion : To Be Described in Terms of Selection
URL	http://doi.org/10.15055/00000480

古記録における宗教習俗の記載

——記載対象の選択の観点から——

上野 勝之

はじめに

貴族たちの日記である古記録には、彼らの主たる関心事である公事以外にも、日常生活や社会風俗などの様々な出来事が折に触れて書き留められている。従って、研究者が古記録を利用した社会史、文化史的テーマの研究を行なう場合、一定範囲の古記録の中から研究テーマに沿った内容を持つ記事——多くの場合は散発的・断片的なもの——を収集・抜粋し、それらを横断的に分析して結果を導き出す作業を行うことになる。

しかし、論者が研究対象とする平安時代において上記の研究方法をとる場合、いくつかの困難に直面する。まず、史料が限られた撰関期の古記録に見られず比較的史料に恵まれた院政期の古記録に初出する事柄が存在する時、事実として院政期から現出したものであるのか、史料の残存状況の相違から撰関期には確認できないため

あるのか、判断し難い^①。また、神社参詣や宗教習俗といった事柄では、古記録上の初出以前に和歌や随筆といった仮名資料類に時代的に早く、かつ詳細に記述されていることも少なくなく、古記録だけでは十分な材料とならないことがある^②。このように、特に日常生活における習俗などをテーマとする場合、研究の材料となる古記録の性質に関わる様々な問題が出てくる。すなわち個々の古記録の性格の違いや撰関期と院政期の古記録の記載態度に相違があるのかといった点や、古記録はどのような事柄を記載するものなのか、逆に多くの日記記事では省略されるような事柄を記載する場合には何らかの理由が存在するのかといった問題である。さらに、漢文体の古記録と仮名資料類が対象とする事柄の相違点、あるいは平安時代に記された日記が伝領、書写、再利用されていく過程でいかなる取捨選択がなされ現在に至るのか、というような課題にも繋がってくる。

本研究では、これまで論者が行ってきた研究の中で改めて浮上してきたような諸問題を考察する糸口を探ってゆきたい。具体的には、平安時代の古記録及び仮名資料に散発的に記される二つの祭祀習俗、宅神祭と宮畔祭に関する記載を題材に、撰関期と院政期の相違、古記録と仮名資料の対比を行いつつ、個々の断片的な記事の性格を検討していく。むしろ論者には古記録全般や書記テキスト一般に関わる問題系について論じる能力は到底ないが、書記主体によって自覚的・無自覚的に書かれたものという古記録の性質についてより深く再考することを試みたい。

一章 宅神祭に関する史資料

宅神祭は四月と十一月に家内の神を祭る祭祀である。管見の限り宅神祭について最も史料を収集したものは『古事類苑』神祇部であるが、いくつかの先行研究による言及・分析もなされている。^③ 本稿もそれらを参照しながら、まず撰関期の古記録及び仮名資料類、次に院政期以後の宅神祭史資料を掲げ、その記載内容について確認しておく。

撰関期の古記録では四例見える。①『権記』寛弘元年（一〇〇四）四月二十九日条に「宅神祭也、忌_二女房食（略）_一」、②『左経記』万寿二年（一〇二五）四月二十六日条「宅神祭、仍不_二念誦_一」、③『小右記』万寿二年十一月二一日条の頭書に「宅神祭」、④『同』長元元（一〇二八）十一月二十五日条の本文中には他の話題に挟まれて「宅

神祭」とのみ記載がある。ここから、四月、十一月の下旬に行うことのほか、①から女性が精進して祀るらしいこと、②では男性も念誦を避けてはいるが女性よりも斎が軽く、関与は薄いらしいことが推測できる。

和歌では、『貫之集』承平六年（九三六）の月次屏風歌題に「四月に神祭る所」、天慶八年（九四五）内裏屏風にも「神祭る家」、次いで『能宣集』「十一月神祭る家のまえに」、「四月家の神祭る所」などとあり、一〇世紀代から記述が見られる。また『能宣集』には「みむろ山みねのさかき葉よるづよに をりてまつらんわがやどの神」と詠われ、『経信母集』に「霜月神祭るところに櫛さす」とある。既に指摘されるように、和歌からは女性が櫛を用いて祀ること、外から祭祀の様子が見えることから屋外・庭中で祀る様子が判明し、古記録を補うものとなる。この他、撰関期以前にも『令集解』神祇令月次祭条には「如_二庶人宅神祭也_一」、平城京二条大路からは藤原麻呂の別宅である「岡本宅神祭料」と記す木簡が出土しており、宅神祭が既に奈良時代には行われていたことが分かる。

祭祀の性格については、井や竈など住宅内の諸神を祀る祭祀、農耕祭祀、祖霊の祀りといった解釈が提示されている。^⑤ 宅内の諸神とは、神祇官の忌部氏が内裏を祀る大殿祭では天皇の御在所（仁寿殿・清涼殿）や紫宸殿の四角及び湯殿、厩殿、御厨子所、炊殿を祀り（『延喜式』四時祭式）、貴族の引越して門・戸・井・竈・堂・庭・厩などの諸神を祀る（『類從雜要抄』二「康平六年（一〇六三）七月藤原

師実花山院移徙勘文」といったものである。⁶⁾ 農耕祭祀説は農村の経営主体である家を重視する説と「宅神」の宅を古代豪族の経営拠点であるヤケを指すと解する説があり、先祖霊説は民俗学の学説に基づいている。ここでは祭祀の性格については踏み込まないが、上述の史料からは少なくとも屋外でも行なうこと（屋内の行為がないとは言えない）、女性の主催、家や家人の安泰を願うといった点が確認できる。後述するように祭祀の性格も生活環境や時代によって変遷することがあり、また古代における「家」の安泰は生産活動と密接に結び付くとも考えられるため、一種類の性格にのみ限定する必要はないと思われる。

以上の理解を前提に古記録の宅神祭史料を見直すならば、他の年にも四月、一月下旬の記事が存するにも関わらず極めて記載が少ないと考えざるを得ない。そこで①に着目すると、記主行成は長保四年（一〇〇二）一〇月に妻を失い、その後間もなく再婚したと推定されることに気づく。つまり主催者である「女房」が新しい妻であるとすれば、この宅神祭は先妻の一周忌後まもなくとなり、常年の宅神祭より重要な意義のある儀式であったことになる。⁷⁾ このように考えてよければ、他の三例についても事情は不明ながら何らかの意味のある記載であった可能性があるだろう。

次に院政期以後の古記録では、『顕広王記』仁安二年（一一六七）、永万元年（一一六五）の各四月三〇日条に「家神祭」とある。⁸⁾ 次いで『明月記』正治元年（一一九九）四月三〇日条「今夜家神祭云々、

件竈神日来坐坊門、去二七日渡此宿所坤方了、元久元年（一二〇四）二月二日条「家神祭雖相儲不行、文義云、主人雖有禪、其所無穢行_レ之、へツイ殿立_レ九条、穢了、勿論止_レ之、三品於六角被_レ行云々（案之、不可然）、建保元年（一二二三）四月二十九日条の本文傍書に「家神祭存_レ例」とある。いずれも一二世紀後半以後の史料であるが、まず名称が「家神祭」になり、祭祀対象が竈神に限定され、祭日が月の晦日になると三つの変化が起っている。また、男性が祀っている、あるいは祭祀そのものに関与しているようにも読める。

和歌関係では、保延元年（一一三五）頃の『為忠家後度百首』に藤原親隆「ならがしはそのやひらでをそなえつつ やどのへついたむけつるかな」、順徳天皇「八雲抄」に「うけもちの神、家神也、やかつ」、藤原清輔『奥義抄』中之下に「うけもちの神は家の神」などとある。へつい＝竈に供え物をし、家神は「やかつかみ」＝宅神であり「うけもちの神」であるという。ここでも祭祀対象は竈神とされ、祭神は食物神であるウケモチ神とされている。これは竈が炊事を行う場であることと対応しているよう。⁹⁾ つまり、和歌からは一二世紀前半には宅神は竈神であったことが判明し、古記録の記述を裏付ける。

院政期の竈神については、貴族が死去した際、故人に附属する竈神を廃棄する習俗があったことが指摘されている。¹⁰⁾ 『兵範記』久寿二年（一一五五）九月二一日条によれば、関白忠通の妻宗子の死去

時、左右に並んだ夫婦二つの神殿のうち右側の宗子の竈神を廃棄したという。『拾芥抄』に引用する院政期の陰陽師、賀茂家栄（一三六）の書では竈神祭祀は夫妻となった時ではなく、独立して家を起こした時点で祀り始めると述べている。つまり院政期には竈神は貴族たち個々の身体に密接に結び付く神として祀られており、宅神祭が竈神に特化していったことはこれと表裏一体の現象であると推測される。¹¹⁾

以上のように、古記録と仮名資料などを合わせ用いることで、宅神祭についての時代的な変化を明らかにすることができる。宅神祭は恒例の年中行事ではあるが、古記録において通常はほぼ記載が省略されるものである点は確認できた。今後は、平安時代の宅神祭関連史料の収集と中世の貴族社会における竈神祭祀の展開を追ってみたい。

二章 宮畔祭に関する史資料

宅神祭と同様に家中で行う祭祀に宮畔祭がある。『伊呂波字類抄』に「院宮諸家祭之」とあり正月、一二月に行う祭祀であるが、『古事類苑』に史料が収集されているほかは、後述する和歌などの注釈に触れられる程度であり言及されていない。今回は古記録の記載という観点から取り上げてみたい。

行論の都合上、藤原忠実以後の院政期の古記録類から見えてゆく。まず忠実家の年中行事を記した『執政所抄』正月上午日条に用物が

記載され、また『執政所抄』末尾には当抄著者と推定される源雅亮の父の『清実朝臣記』寛治七年（一〇九三）正月及び永久四年（一一一六）二月の忠実の宮畔祭祀事と天治二年度（一一二五）の祭文が引用される。¹²⁾ 祭文によれば祭神は高御魂、大宮津彦・姫、大御膳津命・姫、中立の笠間大刀自の六柱であり、正月上午日条からは忠実及び妻師子各々が主催者として人形五具、飯餅魚菜を盛る高坏六前、染絹を備えて家令が祭文を唱え祀るといふ祭祀の詳細が分かる。

忠実以後、嫡子忠通（『殿暦』永久四年正月五日条）、頼長（『知信記』長承元年（一一三三）正月二日条）、忠通の子基実（『兵範記』保元三年（一一五八）正月九日条裏書）、兼実（『玉葉』治承二年（一一七九）正月一日条）、基実孫の家実（『猪熊関白記』正治元年（一一九七）正月二日条）、兼実息の良通（治承四年正月五日条）と撰関家の恒例行事として宮畔祭が行なわれている様子が伺える。また鳥羽中宮璋子（『祭資記』元永二年（一一一九）正月一日条）、崇徳中宮聖子（『知信記』長承元年（一一三三）二月八日条）とあり、『東宮年中行事』にも記述がある。

興味深いのは、宮畔祭について記載する内容である。この祭祀は中納言昇任後に行うとされており（『猪熊関白記』）、古記録はその初度の宮畔祭に関わる記事が大部分を占めている。『殿暦』、『玉葉』治承四年条など撰関家当主の日記のみならず、忠実（『清実記』寛治七年条）、頼長（『知信記』長承元年（一一三三）正月二日条）、基実（『兵

「範記」がそれぞれの初度宮咩祭にまつわる家司の記録なのである。

家司たちの現在残されていない原本の日記の中には、彼等が奉仕した毎年の宮咩祭に関する記事があったのかもしれない。しかし、やはり初度が最も熱心に記載され、また『執政所抄』に付された『清実記』のように後々の再利用の結果としても初度の祭祀に関する記事が残された結果、我々が知ることができるようになったのではないだろうか。ここからは、記載対象に関する彼等の意識を読み取ることが出来るように思われる。

続いて、忠実以前の院政期の宮咩祭記事について触れておく。古記録としては二例しかなく、一例は忠実の父師通の『後二条師通記』寛治六年二月一〇日条であり、宮咩祭に家礼が不参のため代官が奉仕したというもの、もう一例は源俊房の『水左記』承暦元年（一〇七七）二月六日条で忌服中に宮咩祭を行った記事である。いずれも異例の事態を記録したものである。

次に、撰関期の様相について述べる。撰関期の古記録には宮咩祭の記事はないが、他の史料には見える。漢文史料としては『拾芥抄』に永承某年（一〇四六～五二）付けの祭文が記載されており、こちらでは宮咩の四柱の神と笠間神の五柱を祀り、従四位上某が官位昇進を願っている。長保四年成立の惟宗允亮『政事要略』年中行事部には「一二月午日、事は正月に見ゆ」とあり、正月一二月の二度の祭祀であることが明白である。

仮名資料類では、『枕草子』「こと葉なめげなる物」に「宮への

祭文読む人」とあり、「ちかうてとをき物」に「宮への祭」を挙げている。和歌では『実方集』に宮咩祭をモチーフにした「あめに坐す笠間の神のなかりせば 古りにし伸をなに頼まむ」を詠い、『伸文集』にも下野守菅原輔昭と藤原仲文が宮咩祭に材を取った歌を詠み交わしている。また『宇津保物語』国譲にも宮咩祭の供物を模った模造品を贈る挿話がある。

これらの資料からは、一〇世紀後半には笠間刀自、高坏に盛る供物、人形といった院政期と共通する内容の祭祀が中級官人、受領層で広く行われていたことが判明する。また、『枕草子』に祭文の内容を周知のこととして記していること、『政事要略』成立に藤原実資が関与したと想定されていることなどを重視すれば、上級貴族層にもかなり浸透していたと推測することも可能であろう。

宮咩祭の成立に関しては、人形を神に准えるなど民間信仰的要素が強く、受領層の関与が見られることから、地方的な祭祀が中央に取り込まれた可能性がまず想定される。笠間神について新日本古典文学大系『枕草子』、『実方集』（平安私家集）所収）などの諸注釈では常陸国新治郡の笠間社に比定し、伴信友の『神名帳考証土代』では加賀国石川郡や越前国坂井郡の式内社笠間社の名を挙げていられる。また、宅内神という性格からは大殿祭の祭神である大宮売神との共通性も考えられる。史料の限界もあり、その解明は困難であるが、今後の課題としておく。

以上、平安時代における宮咩祭の史資料について考察した。鎌倉

時代以後については三条公忠の『後押小路内府抄』に主人夫婦が同座して宮畔祭を行うとの記述が見られる。こちらでも古記録の性格上関連記事は少ないと思われるが、史資料の調査を続けていきたい。

おわりに

宅神祭、宮畔祭という取り上げられることの少ない二つの祭祀習俗を題材に、古記録記事の性格や仮名資料との関連性などについて述べてきた。両者はともに宅内で行なう祭祀であること、專業宗教者の関与が薄いこと、天皇の年中行事には採用されていないといった共通性があり、いわゆる民間信仰的な性格が見られる。そのためもあり、貴族たちの身近な行事であったにも関わらず殊更に記録するという意識が薄く、古記録に現れる頻度は少ない。いうならば、古記録における周縁的な存在であった。

これは、特に撰関期において両祭祀を担った人々が、主に女性や受領層であった事実と関連しているものと思われる。すなわち、古記録の記録主体から見たこれらの人々の位置付けと両祭祀の古記録上の位置付けは対応していると思わせる。古記録と仮名資料の内容を比較する際には、こうした記録主体の位置関係の差異を念頭に読み解く必要もあろう。

既に各章末で述べたように、今後は本稿で触れた史資料のより詳細な検討とともに、鎌倉時代以後の両祭祀に関する史資料の調査を行い、本稿の論述の妥当性を再検証するとともに、より広い視野か

ら古記録の性質について議論できるように努めたい。

なお、研究会報告時には、女性宗教者の記録上の現れ方についても取り上げたが、本稿では省略したことを付記しておく。こちらも関連史資料の調査とともに今後の課題にしておきたい。

註

(1) 一例を挙げるならば、院政期では貴族の葬送時に帰路を変える習俗が見られるが、これは撰関期の史料には見えない。これについて勝田至氏は、たまたま撰関期の史料に記されていないという可能性と院政期になって貴族社会に民間習俗が浸透してきた可能性の双方を指摘している（『死者たちの中世』吉川弘文館 二〇〇三）。

(2) 金峰山参詣の古記録上の初見は道長の参詣であるが（『御堂関白記』寛弘四年八月各日条。出土経典からは長徳四年に参詣を企図していたことが判明する。斉藤融「藤原道長の金峰山参詣」『日本歴史』五五三 一九九四）、仮名資料には『枕草子』、『藤原仲文集』の例がある。稲荷社の初午詣は『紀貫之集』延喜六年月次屏風歌の二月に詠われており、白山詣も『藤原兼輔集』に早く記されている。また、物忌札の習俗について古記録よりも仮名資料類に時期的に早くかつ詳細な記載があることが指摘されている（中島和歌子「和歌文学と陰陽道」『王朝文学と仏教・神道・陰陽道（平安文学と隣接諸学）』竹林舎 二〇〇七）。

(3) 岡田精司「律令的祭祀形態の成立」（『古代王権の祭祀と神話』

- 一九七〇）、加藤優「律令制祭祀と天神地祇の惣祭」（『奈良国立文化財研究所研究論集Ⅳ』一九七八）、近藤喜博「家の神」（『塙書房』一九八二）、戸田芳実「十一—十三世紀の農業労働と村落」（『中世初期社会史の研究』東京大学出版会 一九九二）、古川淳一「祈年祭・月次祭の本質」（『ヒストリア』一三四 一九九二）。
- (4) 西洋子「岡本宅小考」（『国史談話会雑誌』三八 一九九七）。
- (5) 注(3) 前掲諸論文参照。
- (6) 中国では七祀、五祀など宅内諸神を祀る祭祀が古くから見られる。漢代の年中行事書『四民月令』では「門・戸・竈・井・中霤」を五祀としている（中村裕一「中国古代の年中行事二」汲古書院 二〇〇九）。日本においても『和名類聚抄』二に土の神である土公が春は竈、夏は門、秋は井、冬は庭に移動すると書かれているなど、こうした宅内神の概念には大陸の影響が濃いと思われる。
- (7) 黒板信夫「藤原行成」（吉川弘文館 一九九四）。新しい妻は先妻の妹と推定されている。ただし、一周忌明けであれば前年の十一月が初度となる。この時に最初の宅神祭を行った可能性もあるが、記載は無い。
- (8) 高橋昌明・樋口健太郎「国立歴史民俗博物館所蔵『顕広王記』」応保三年長寛三年仁安二年卷」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一三九 二〇〇八）。
- (9) また、大殿祭の祝詞に祭神の一人が「屋船豊宇気姫命（俗詞ウガノミタメ）」と稲魂であるとされることにも対応している（『延喜式』祝詞式）。
- (10) 注(1) 勝田前掲書。勝浦令子「女の信心」（平凡社 一九九五）。
- (11) また竈神祭祀が晦日に行なわれることは中国に起源があり、『酉陽雜俎』には竈神は毎月晦日に天に上り人の罪状を告げるとある。日本においても天皇の竈神である忌火・庭火祭は毎月晦日に行うと規定されていた（『延喜式』四時祭式）。
- (12) 渡辺滋「執政所抄」の成立と伝来について」（田島公編『禁裏・公家文庫研究 第三輯』思文閣出版 二〇〇九）。